

中小企業の「働き方改革」をサポートします！

働き方改革相談窓口のご案内

市川町商工会では、兵庫働き方改革推進支援センターと共同で、専門家による働き方改革関連法への対応に係る相談窓口を設置します。相談には兵庫働き方改革推進センターに所属する社会保険労務士が対応します。働き方改革への対応に加えて、従業員の雇用や労務にかかわる幅広い相談にも応じます。お気軽にご利用ください。

相談窓口設置日

月	6月	7月	8月	9月
日	14日(月) 24日(木)	12日(月) 21日(水)	16日(月) 26日(木)	13日(月) 22日(水)

月	10月	11月	12月
日	18日(月) 28日(木)	15日(月) 25日(木)	13日(月) 23日(木)

月	1月	2月	3月
日	17日(月) 27日(木)	14日(月) 24日(木)	24日(木)

中小企業に影響のある 法改正の主な内容

- 有給休暇の確実な取得
2019年4月～
- 時間外労働の上限規制
2020年4月～
- 同一労働・同一賃金
中小企業は2021年4月～

時 間：10：00～12：00、13：00～17：00

1社1時間程度 ※事前予約制

場 所：市川町商工会館

専門家：社会保険労務士 小野暁子 氏

相談例：就業規則や賃金規定について
各種助成金の活用について

相談を希望される方は下記の申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX等でお申し込みください。

働き方改革相談申込書 FAX：0790-26-0674

市川町商工会 宛

事業所名	
相談者名	
連絡先	
希望日時	月 日 時～ ※変更をお願いする場合があります。
相談内容	<input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金について <input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制について <input type="checkbox"/> 賃金の引き上げについて <input type="checkbox"/> 各種助成金の活用について <input type="checkbox"/> 就業規則について <input type="checkbox"/> その他 ()

※ご記入いただいた個人情報等については、本事業実施に関すること以外には使用いたしません。

お問合せ：市川町商工会 TEL 0790-26-0099